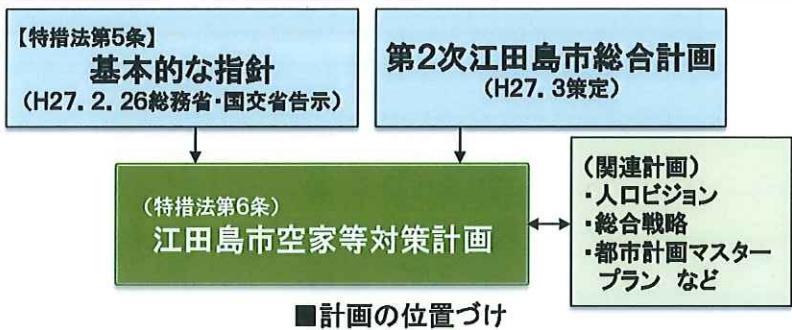


# 江田島市空き家等対策計画の概要

## 1. 計画の目的

- 市内における空き家等の利活用の促進や地域住民の生活環境を保全するため、空き家等の対策に関する基本的な考え方や取組を明らかにするもの。



## 2. 計画に定める事項

### (1) 計画の対象とする地区・空き家等の種類、対策の基本方針

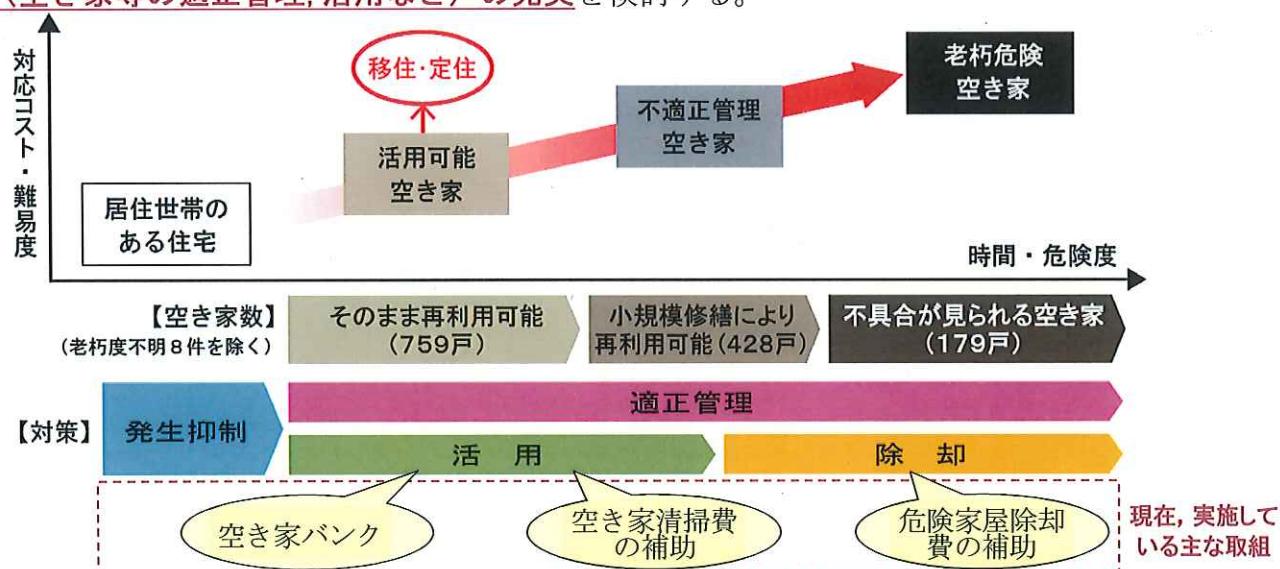
#### (2) 計画期間

■これまでの取組	
(3) 空き家等の調査	実態把握 平成27年度 空き家実態調査
(4) 所有者等による空き家等の適切な管理の促進	啓発 講演会の開催等
(5) 空き家等・除却した跡地の活用の促進	活用 空き家バンク制度、空き家清掃費の補助
(6) 特定空き家等に対する措置等	除却 安全対策措置の通知、危険家屋除却費補助
(7) 住民等からの相談への対応	実施体制 相談窓口の設置
(8) 対策の実施体制	連携体制の整備
(9) その他対策の実施に必要な事項	

## 3. 主な検討事項

### (1) 問題が深刻化する前の対応策（適正管理、活用）の検討

- 空き家等は、放置され老朽化が進むほど、修繕等に要するコストや所有者の探索等の手間がかかり、問題解決に向けた難易度が高くなる。
- 空き家バンクなど既存の取組や空き家所有者の意向等を踏まえ、**問題が深刻化する前の対策（空き家等の適正管理、活用など）の充実**を検討する。



### (2) 特定空き家等に関する事項の検討

- 特定空き家等であることを判断する際の基本的な考え方について検討する。

## 計画に定める事項と協議事項

### (1) 計画の対象とする地区・空家等の種類、対策の基本方針

- ・空き家等の実態、これまでに講じてきた対策等を踏まえ、空き家等対策の対象地区、対象とする空き家等の種類その他空き家等に関する対策の基本的な方針について記載
- ・対象地区と重点対象地区の設定が可能、対象とする空き家等の種類では、対策の優先順位が高い空き家等の設定が可能

→対象地区は市内全域、対象とする空き家等の種類は一戸建てとする。

1の(3)(4)

#### 【協議事項】

- ・取組姿勢

3

### (2) 計画の期間

- ・既存の計画で定めている期間や住宅・土地に関する調査の実施年と整合性を取りつつ設定  
→平成29年度から33年度までの5年間とする。

1の(5)

### (3) 空家等の調査

- ・調査対象地区、調査期間、調査対象となる空き家等の種類など調査内容及び方法を記載  
→平成27年度 空き家実態調査のフォローアップの方法等について検討する。

4の(1)+  
2の(1)(4)

### (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進

- ・所有者等に空き家等の適切な管理を促すための具体的な方針を記載

#### 【協議事項】

- ・空き家所有者等への啓発
- ・地域と連携した空き家等の維持管理

4の(2)

### (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進

- ・空き家等や当該空き家等の跡地を活用するための具体的な方針を記載

#### 【協議事項】

- ・空き家バンク制度の充実
- ・賃貸化の促進

4の(3)

### (6) 特定空家等に対する措置等

- ・特定空家等であることを判断する際の基本的な考え方や、特定空家等に対して必要な措置を講ずる際の手続等について記載

→上記のほか、危険家屋除却費補助による解体支援についても記載する。

#### 【協議事項】

- ・特定空家等に対する措置

4の(4)

### (7) 住民等からの相談への対応

- ・市町村における相談体制の内容や住民に対する相談窓口の連絡先について記載  
→現在の取組を記載する。

4の(5)

### (8) 対策の実施体制

- ・各部局の役割分担、組織体制、窓口連絡先などを記載するほか、協議会を組織する場合は、あわせてその内容を記載

→現在の取組を記載する。

4の(6)

### (9) その他対策の実施に必要な事項

- ・対策の効果の検証、その結果を踏まえた計画の見直し方針などを記載

→計画の進捗状況を評価し、必要に応じて計画を改訂する旨を記載する。

4の(7)

# 江田島市空き家等対策計画 骨子（案）

## 1. 計画の目的と位置づけ

### （1）計画の目的

- 市内における空き家等の利活用の促進や地域住民の生活環境を保全するため、空き家等の対策に関する基本的な考え方や取組を明らかにするもの。

### （2）計画の位置づけ

- 空き家等対策の推進に関する特別措置法第6条に規定する空き家等対策計画

### （3）計画の対象とする地区

- 対策地区は市内全域とする。

### （4）計画の対象とする空き家等の種類

- 対策の主な対象は「一戸建ての空き家等」とする。

### （5）計画期間

- 平成29年度から平成33年度までの5年間

## 2. 空き家等の現状と課題

### （1）平成27年度空き家実態調査の結果

- 市内の空き家と思われる住宅数は1,374戸、空き家率は13.0%となっており、このうち、不具合が見られる空き家は179戸（13.0%）

#### ■ 空き家実態調査の結果（平成27年8月時点）

空き家率	空き家数	住宅総数
13.0%	1,374戸	10,530戸

（空き家の状態別）

そのまま再利用可能	小規模修繕により再利用可能	不具合が見られる空き家	不明	合計
759戸 (55.2%)	428戸 (31.2%)	179戸 (13.0%)	8戸 (0.6%)	1,374戸 (100%)

### （2）住宅・土地統計調査等の結果

- 空き家率が県内で最も高く、空き家数は5年間で約1.3倍
- 持家で暮らす単身高齢世帯（空き家予備軍）は増加傾向

### （3）安全対策措置の通知等

- 安全対策等の相談、所有者への安全対策措置の通知件数は増加傾向

### （4）空き家等所有者の意向

#### 【そのまま再利用可能の空き家（平成27年度調査）】

- 誰も管理していない空き家が2割以上
- 空き家となった理由の第1位は相続（24%）
- 空き家の多くが売却・賃貸化の予定なしなど

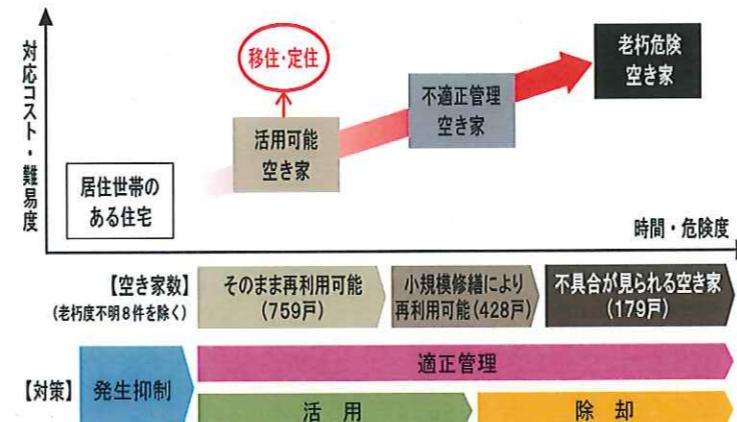
#### 【小規模修繕により再利用可能及び不具合が見られる空き家（平成28年度調査）】

- 誰も管理していない空き家が約2割
- 空き家となった理由の第1位は相続（58%）
- 空き家の管理で困っていることは「現住所から対象住宅までが遠い」、「身体的・年齢的な問題」
- 空き家の多くが現状維持、売却、賃貸化の意向がある空き家についても、時期は未定が6割以上
- 空き家の利用で困っていることは、「解体費用の支出が困難」、「家財・荷物の処分に困っている」など

## 3. 空き家等対策の基本方針

### ○適正管理や活用を含めた総合的な視点で空き家等対策に取り組む

- 空き家等は、放置され老朽化が進むほど、修繕等に要するコストや所有者の探索等の手間がかかり、問題解決に向けた難易度が高くなる。
- 空き家バンクなど既存の取組等を踏まえ、問題が深刻化する前の早期対応（適正管理、活用）の充実を図る。



### ○地域住民、専門家団体などの多様な主体との連携により空き家対策に取り組む

- 空き家等の問題は、第一義的には所有者等の責任により対応することが前提となるが、課題の内容は複雑化している。
- 市、地域住民、不動産事業者等の各団体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図る。

### ○市民の生活環境に悪影響を及ぼす特定空家等に対して必要な措置を講ずる

- 不適正管理の空き家等は、適切な管理が行われていない結果として、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている。
- その除却を支援するとともに、特措法に基づく特定空家等の助言・指導、勧告など必要な措置を講ずる。

## 4. 空き家等対策の取組

### （1）空き家等の調査

- 空き家等情報のデータベース化、管理の一元化
- 府内情報の活用等によるフォローアップ、データ更新

### （2）所有者等による空き家等の適切な管理の促進

- 空き家所有者等への啓発

所有者サイドの課題

### ●空き家の放置

- 誰も管理していない空き家等について、所有者の管理意識の醸成が必要
- 相続をきっかけに空き家等の所有者等になった人が約6割（平成28年度調査分）であり、相続問題は空き家等の放置にも大きく関係

### ●活用の先送り

- 空き家等の多くが現状維持（売却・賃貸化の時期が未定）であるなど、放置期間が長くなると物件が劣化し、活用が難しくなるため、早期対応を促すことが必要

#### イ 地域と連携した空き家等の維持管理

所有者サイドの課題

### ●維持管理が負担

- 半数以上の空き家等は所有者（家族含む）が管理しており、空き家等が遠方にあることや高齢等の理由で、空き家等を管理することが困難

### （3）空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進

- 空き家バンク制度の充実

所有者サイドの課題

### ●家財道具等の存在

- 空き家等を放置しがちなのは、解体に関連する費用負担が大きいことに加え、家財道具等の存在が活用の障害（その他は「どうしたらよいのかわからない」）

### ●活用の先送り【再掲】

#### イ 賃貸化の促進

所有者サイドの課題

### ●需給のミスマッチ

- 空き家バンクの問い合わせにおいて、移住希望者の賃貸需要は少なくないため、賃貸化を含めた空き家等の流動化の促進が必要

### （4）特定空家等に対する措置等

#### ア 危険家屋の除却等の促進

- 安全対策措置の通知
- 危険家屋除却費補助制度による解体の支援

#### イ 特定空家等に対する措置

行政サイドの課題

### ●緊急時の対応が困難

- すぐに安全対策を講じなければならない場合でも、特措法では、助言・指導からのステップを踏みながら、所有者等に改善を求めることが必要

※上記の検討事項に加え、特定空家等であることを判断する際の考え方等を記載

### （5）住民等からの相談への対応

- 空き家相談窓口の体制の強化（アドバイザーの育成など）、ひろしま空き家の窓口、広島司法書士会江田島総合相談センターとの連携

### （6）対策の実施体制

- 府内連携体制の整備（空き家等対策推進本部会議）
- 有識者会議（江田島市空き家等対策協議会）
- 関係団体との連携（消防、自治会連合会、シルバー人材センター、不動産関係団体、その他関係団体）

### （7）その他対策の実施に必要な事項

※1：赤枠及び緑枠は、対策を検討する上での課題

※2：対策検討の参考事例として、空き家対策の事例を参照

## 江田島市空き家対策の新規・拡充施策 検討資料

課題	基本方針	対策	対象	本市における具体的な課題	市の取組み	他自治体等の先進事例		資料番号
						事業カテゴリ	事業内容	
	地域住民、専門家団体など多様な主体との連携により空き家対策に取り組む	総合的対策	一般市民	●空き家の放置 ●活用の先送り	<b>拡充 データベースの更新 (H28~)</b> <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">意識の啓発</span> <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">管理意識の醸成</span> <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">活用促進の啓発</span> <b>新規 空き家リーフレットの作成 (H29予定)</b> <b>既存 固定資産税納税通知書送付時の広報・啓発(H19~)</b> <b>拡充・発展 空き家相談窓口 (H27~)</b> <b>既存 講演会等の開催 (H27~)</b>	広報・意識啓発	「空き家便利帳」の作成（京都市） 「おしあげ講座」の実施（京都市） 県が市町村を支援するため空き家専門の相談窓口設置（山口県） 都道府県が市区町村に対し、法務、不動産等の専門家と協力して実施する取組に対して補助（先駆的空き家対策モデル事業（～H29））（国） 関連条例を制定（鳥取県米子市）	P. 1 P. 1
所有者死亡等により空き家が次々と発生し、増加(5年で約1.3倍)	適正管理や活用等を含めた総合的な視点で空き家等対策に取り組む	発生抑制	居住世帯のある住宅	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">維持管理が負担</span> <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">そのまま再利用可能</span> <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">家財道具等の存在</span> <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">需給のミスマッチ</span>	<b>既存 木造住宅耐震改修無料診断・耐震改修費補助</b> <b>既存 太陽光発電システム等設置補助</b> <b>既存 介護・障害者住宅改修費補助</b> <b>新規 維持管理サービスの推進（検討）</b> <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">定住の推進</span> <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">家財道具処分の助成</span> <b>既存 空き家清掃費助成 (H25~)</b> <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">需給のマッチング</span> <b>拡充・発展 空き家バンク (H19~)</b> <b>既存 安全対策措置通知 (H20~)</b> <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">除却の推進</span> <b>拡充 危険家屋除却費補助 (H25~, 空き家再生等推進事業【除却事業タイプ】(国)を活用)</b>	値値向上  維持・管理  家財処分費補助  空き家バンク  リフォーム・リノベーション  解体費補助  跡地活用  寄付受付 優遇税制	P. 1 P. 5 P. 6 P. 7 P. 8 P. 9 P. 10 P. 10 P. 11 P. 12 P. 12 P. 13 P. 14 P. 15 P. 16 P. 17 P. 18 P. 19 P. 20 P. 21 P. 22 P. 23 P. 24 P. 25 P. 26 P. 27 P. 28 P. 29 P. 30 P. 31 P. 32 P. 33 P. 34 P. 35 P. 36 P. 37 P. 38 P. 39 P. 40 P. 41 P. 42 P. 43 P. 44 P. 45 P. 46 P. 47 P. 48 P. 49 P. 50 P. 51 P. 52 P. 53 P. 54 P. 55 P. 56 P. 57 P. 58 P. 59 P. 60 P. 61 P. 62 P. 63 P. 64 P. 65 P. 66 P. 67 P. 68 P. 69 P. 70 P. 71 P. 72 P. 73 P. 74 P. 75 P. 76 P. 77 P. 78 P. 79 P. 80 P. 81 P. 82 P. 83 P. 84 P. 85 P. 86 P. 87 P. 88 P. 89 P. 90 P. 91 P. 92 P. 93 P. 94 P. 95 P. 96 P. 97 P. 98 P. 99 P. 100 P. 101 P. 102 P. 103 P. 104 P. 105 P. 106 P. 107 P. 108 P. 109 P. 110 P. 111 P. 112 P. 113 P. 114 P. 115 P. 116 P. 117 P. 118 P. 119 P. 120 P. 121 P. 122 P. 123 P. 124 P. 125 P. 126 P. 127 P. 128 P. 129 P. 130 P. 131 P. 132 P. 133 P. 134 P. 135 P. 136 P. 137 P. 138 P. 139 P. 140 P. 141 P. 142 P. 143 P. 144 P. 145 P. 146 P. 147 P. 148 P. 149 P. 150 P. 151 P. 152 P. 153 P. 154 P. 155 P. 156 P. 157 P. 158 P. 159 P. 160 P. 161 P. 162 P. 163 P. 164 P. 165 P. 166 P. 167 P. 168 P. 169 P. 170 P. 171 P. 172 P. 173 P. 174 P. 175 P. 176 P. 177 P. 178 P. 179 P. 180 P. 181 P. 182 P. 183 P. 184 P. 185 P. 186 P. 187 P. 188 P. 189 P. 190 P. 191 P. 192 P. 193 P. 194 P. 195 P. 196 P. 197 P. 198 P. 199 P. 200 P. 201 P. 202 P. 203 P. 204 P. 205 P. 206 P. 207 P. 208 P. 209 P. 210 P. 211 P. 212 P. 213 P. 214 P. 215 P. 216 P. 217 P. 218 P. 219 P. 220 P. 221 P. 222 P. 223 P. 224 P. 225 P. 226 P. 227 P. 228 P. 229 P. 230 P. 231 P. 232 P. 233 P. 234 P. 235 P. 236 P. 237 P. 238 P. 239 P. 240 P. 241 P. 242 P. 243 P. 244 P. 245 P. 246 P. 247 P. 248 P. 249 P. 250 P. 251 P. 252 P. 253 P. 254 P. 255 P. 256 P. 257 P. 258 P. 259 P. 260 P. 261 P. 262 P. 263 P. 264 P. 265 P. 266 P. 267 P. 268 P. 269 P. 270 P. 271 P. 272 P. 273 P. 274 P. 275 P. 276 P. 277 P. 278 P. 279 P. 280 P. 281 P. 282 P. 283 P. 284 P. 285 P. 286 P. 287 P. 288 P. 289 P. 290 P. 291 P. 292 P. 293 P. 294 P. 295 P. 296 P. 297 P. 298 P. 299 P. 300 P. 301 P. 302 P. 303 P. 304 P. 305 P. 306 P. 307 P. 308 P. 309 P. 310 P. 311 P. 312 P. 313 P. 314 P. 315 P. 316 P. 317 P. 318 P. 319 P. 320 P. 321 P. 322 P. 323 P. 324 P. 325 P. 326 P. 327 P. 328 P. 329 P. 330 P. 331 P. 332 P. 333 P. 334 P. 335 P. 336 P. 337 P. 338 P. 339 P. 340 P. 341 P. 342 P. 343 P. 344 P. 345 P. 346 P. 347 P. 348 P. 349 P. 350 P. 351 P. 352 P. 353 P. 354 P. 355 P. 356 P. 357 P. 358 P. 359 P. 360 P. 361 P. 362 P. 363 P. 364 P. 365 P. 366 P. 367 P. 368 P. 369 P. 370 P. 371 P. 372 P. 373 P. 374 P. 375 P. 376 P. 377 P. 378 P. 379 P. 380 P. 381 P. 382 P. 383 P. 384 P. 385 P. 386 P. 387 P. 388 P. 389 P. 390 P. 391 P. 392 P. 393 P. 394 P. 395 P. 396 P. 397 P. 398 P. 399 P. 400 P. 401 P. 402 P. 403 P. 404 P. 405 P. 406 P. 407 P. 408 P. 409 P. 410 P. 411 P. 412 P. 413 P. 414 P. 415 P. 416 P. 417 P. 418 P. 419 P. 420 P. 421 P. 422 P. 423 P. 424 P. 425 P. 426 P. 427 P. 428 P. 429 P. 430 P. 431 P. 432 P. 433 P. 434 P. 435 P. 436 P. 437 P. 438 P. 439 P. 440 P. 441 P. 442 P. 443 P. 444 P. 445 P. 446 P. 447 P. 448 P. 449 P. 450 P. 451 P. 452 P. 453 P. 454 P. 455 P. 456 P. 457 P. 458 P. 459 P. 460 P. 461 P. 462 P. 463 P. 464 P. 465 P. 466 P. 467 P. 468 P. 469 P. 470 P. 471 P. 472 P. 473 P. 474 P. 475 P. 476 P. 477 P. 478 P. 479 P. 480 P. 481 P. 482 P. 483 P. 484 P. 485 P. 486 P. 487 P. 488 P. 489 P. 490 P. 491 P. 492 P. 493 P. 494 P. 495 P. 496 P. 497 P. 498 P. 499 P. 500 P. 501 P. 502 P. 503 P. 504 P. 505 P. 506 P. 507 P. 508 P. 509 P. 510 P. 511 P. 512 P. 513 P. 514 P. 515 P. 516 P. 517 P. 518 P. 519 P. 520 P. 521 P. 522 P. 523 P. 524 P. 525 P. 526 P. 527 P. 528 P. 529 P. 530 P. 531 P. 532 P. 533 P. 534 P. 535 P. 536 P. 537 P. 538 P. 539 P. 540 P. 541 P. 542 P. 543 P. 544 P. 545 P. 546 P. 547 P. 548 P. 549 P. 550 P. 551 P. 552 P. 553 P. 554 P. 555 P. 556 P. 557 P. 558 P. 559 P. 560 P. 561 P. 562 P. 563 P. 564 P. 565 P. 566 P. 567 P. 568 P. 569 P. 570 P. 571 P. 572 P. 573 P. 574 P. 575 P. 576 P. 577 P. 578 P. 579 P. 580 P. 581 P. 582 P. 583 P. 584 P. 585 P. 586 P. 587 P. 588 P. 589 P. 590 P. 591 P. 592 P. 593 P. 594 P. 595 P. 596 P. 597 P. 598 P. 599 P. 600 P. 601 P. 602 P. 603 P. 604 P. 605 P. 606 P. 607 P. 608 P. 609 P. 610 P. 611 P. 612 P. 613 P. 614 P. 615 P. 616 P. 617 P. 618 P. 619 P. 620 P. 621 P. 622 P. 623 P. 624 P. 625 P. 626 P. 627 P. 628 P. 629 P. 630 P. 631 P. 632 P. 633 P. 634 P. 635 P. 636 P. 637 P. 638 P. 639 P. 640 P. 641 P. 642 P. 643 P. 644 P. 645 P. 646 P. 647 P. 648 P. 649 P. 650 P. 651 P. 652 P. 653 P. 654 P. 655 P. 656 P. 657 P. 658 P. 659 P. 660 P. 661 P. 662 P. 663 P. 664 P. 665 P. 666 P. 667 P. 668 P. 669 P. 670 P. 671 P. 672 P. 673<br	

## 江田島市の空き家対策（現行）

### （1）総合的対策

#### 空き家相談窓口の設置

- ・空き家ことで気軽に相談できる総合窓口を都市整備課内（H27.9）に設置しています。
- ・売却、賃貸、管理、法律等の相談については、「ひろしま空き家の窓口」、「江田島総合相談センター」とも連携しながら相談を受け付けています。

##### ■相談受付数

相談内容	H27年度 (H27.9～)	H28年度 (11月末)
近隣空き家への苦情	16件	28件
解体事業者を紹介して欲しい	4件	1件
所有している空き家の活用・解体で悩んでいる	8件	3件
空き家活用時の補助制度	1件	0件
計	29件	32件



#### 講演会等の開催

- ・空き家問題を市民に考えてもらうための取組として、「『空き家問題』対策講演会」を開催（H27.9）しています。



## (2) 発生抑制

### 木造住宅耐震診断・耐震改修費補助

- ・地震に強いまちづくりを推進するため、耐震診断を無料で実施しています（H25年度～）。
- また、耐震改修工事に要する費用の一部を補助しています（H26年度～）。
- ・耐震改修工事の補助金の額は、改修工事費の5割（ただし、最大60万円）としています。

#### ■制度の概要

対象者	・住宅の所有者など
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅</li> <li>・個人所有の住宅で3階以下</li> <li>・賃貸用でない住宅など</li> </ul>
助成金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断費の全額</li> <li>・耐震改修工事費の10分の5（最大60万円）</li> </ul>

#### ■実績

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度 (11月末)
耐震診断	5件	8件	9件	9件
耐震改修工事	—	1件	1件	0件

※耐震改修工事の補助は年間2件まで

### 太陽光発電システム等設置補助

- ・環境保全意識の高揚等を図るため、太陽光発電システム及び省エネルギー設備の設置に要する費用の一部を補助しています（H23年度～）。
- ・補助金の額は、対象経費（ただし、最大7万円）としています。

#### ■制度の概要

対象者	・住宅の所有者など
対象となる設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10kW未満の太陽光発電システム</li> <li>・LED照明器具</li> <li>・断熱材、複層ガラス</li> <li>・高効率給湯器など</li> </ul>
助成金額	・対象経費（最大7万円）

#### ■実績

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度 (11月末)
	46件	31件	23件	23件	16件	14件

### 高齢者等・障害者住宅改修費補助

- ・要支援・要介護の認定を受けた高齢者等又は身体障害者等の自宅に対して、手すりの取付や段差の解消等に要する費用の一部を補助しています（H12年度～）。
- ・補助金の額は、改修工事費の1割又は2割（ただし、最大20万円）としています。

#### ■制度の概要

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度で要支援・要介護の認定を受けた方</li> <li>・下肢・体幹機能・脳原性移動機能障害で3級以上の方、療育手帳の方など</li> </ul>
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの取付</li> <li>・床段差の解消</li> <li>・便器の取替など</li> </ul>
助成金額	・改修工事費の10分の1、10分の2（最大20万円）

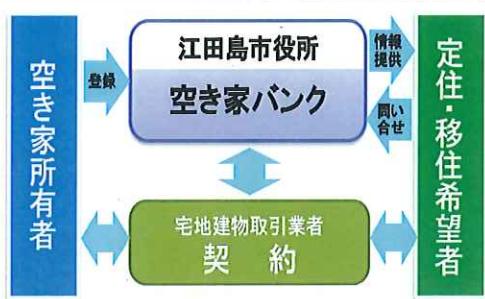
#### ■実績

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度 (11月末)
高齢者等住宅改修	167件	171件	166件	160件	158件	116件
障害者住宅改修	2件	3件	0件	0件	2件	0件

### (3) 活用

#### 空き家バンク

- 空き家の賃貸・売却を希望される方から登録の申し込みを受けた物件情報を、江田島市のホームページで公開しています（H19年度～）。
- 移住・定住を希望される方に登録された物件を紹介し、現地の案内などを行っています。
- 固定資産税の課税通知書を活用して、空き家バンク登録の呼びかけを行っています。



#### ■空き家バンクの実績

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度 (11月末)	計
新規登録件数	3 件	13 件	19 件	11 件	12 件	28 件	34 件	15 件	25 件	9 件	169 件
成約 件数	売買	0 件	0 件	7 件	4 件	1 件	10 件	7 件	8 件	8 件	53 件
	賃貸	0 件	2 件	10 件	6 件	7 件	12 件	15 件	9 件	8 件	71 件
登録削除件数	0 件	5 件	1 件	1 件	0 件	3 件	4 件	0 件	4 件	2 件	20 件
年度末登録件数	3 件	9 件	10 件	10 件	14 件	17 件	25 件	23 件	28 件	25 件	

#### 空き家清掃費補助

- 空き家バンクに登録された物件について、業者等に委託して建物内の清掃や樹木の伐採、草刈り等を行う場合、その費用の一部を補助しています（H25年度～）。
- 補助金の額は、対象経費（ただし、最大2万円）としています。

#### ■制度の概要

対象者	・空き家バンク登録者 など
対象となる業務	・建物内の清掃、建物敷地内にある樹木の伐採・草刈り、伐採した樹木など、不要物の処分費
助成金額	・対象経費（最大2万円）

#### ■実績

H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度 (11月末)
13 件	7 件	1 件	2 件

#### 定住促進補助

- 江田島市への定住を促進するため、定住を目的とした住宅の新築又は購入に要する費用の一部を補助しています（H20年度～）。
- 補助金の額は、新築又は購入金額の3%（ただし、最大30万円）としています。

#### ■制度の概要

対象者	・自らが居住する目的で、新たに市内に住宅を新築又は購入した方 ・転入前2年以上、江田島市以外に居住していた方 ※転入後5年間は江田島市に在住することが条件
対象となる住宅	・新築又は購入金額が300万円以上の物件
助成金額	・新築又は購入金額の100分の3（最大30万円）

#### ■実績

H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度 (11月末)
7 件	3 件	6 件	11 件	11 件	10 件

(4) 適正管理、除却

### 安全対策措置通知

- ・近隣の家屋が管理されていないことにより、安全対策等の相談があつた場合、職員が状態を確認し、所有者に対して対策の必要性を通知しています（H20年度～）。

■実績

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度 (11月末)	計	うち 除却等
江田島町	2件	1件	1件	5件	3件	7件	9件	9件	2件	39件	5件
能美町	1件	4件	0件	1件	3件	6件	4件	8件	4件	31件	13件
沖美町	0件	0件	0件	0件	2件	1件	4件	2件	5件	14件	3件
大柿町	2件	2件	4件	1件	11件	9件	7件	21件	11件	68件	18件
計	5件	7件	5件	7件	19件	23件	24件	40件	22件	152件	39件

### 危険家屋除却費補助

- ・老朽化した空き家の倒壊などを防ぐため、危険家屋の条件を満たす空き家の解体費用の一部を補助しています（H25年度～）。
- ・補助金の額は、解体工事費の3割（ただし、最大30万円）としています。
- ・平成27年度には、危険家屋の認定基準の緩和や補助対象要件を拡大しています。

■制度改正のポイント

◎危険家屋の認定基準の緩和

（改正前）  
住宅地区改良法施行規則別表第1  
(い) 棚に掲げる  
評点区分2にて判定し100点以上

（改正後）  
住宅地区改良法施行規則別表第1  
(い) 棚に掲げる評点区分1及び  
評点区分2にて判定し100点以上

◎補助対象建築物の要件拡大

（改正前）  
公道に面している場合に限り対象

（改正後）  
公道に面している場合に加え、現に  
使用されている住宅が存在する敷地  
(隣地)に影響がある場合も対象

■制度の概要

対象者	・危険家屋の所有者など
対象となる危険家屋	・以下の条件をすべて満たすもの ①市内にある木造住宅 ②築23年以上の空き家 ③道路又は使用されている住宅の敷地に影響がある ④危険度判定の基準を満たすもの
助成金額	・解体工事費の10分の3 (最大30万円)

■実績

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度 (11月末)
申請件数	23件	10件	14件	29件
認定件数	6件	1件	3件	14件
交付決定件数	6件	1件	2件	9件